

第 25 回役員会（別紙） 平成 17 年度授業料について

役員会 第 25 回 平成 17 年 2 月 17 日（木曜日）開催

■別紙

平成 17 年 2 月 17 日

京都大学

平成 17 年度授業料について

平成 17 年度政府予算案に、平成 17 年度から国立大学授業料標準額を学部・大学院で現行の 520,800 円から、535,800 円に改定することが盛り込まれております。

政府予算案の国会での審議の結果を待って、授業料に関する方針を決定するのが本来の順序ではありますが、本学では、受験される皆様に、平成 17 年度の本学の授業料がどうなるかについて早くお知らせする必要があると考え、授業料に関する検討を重ねてまいりました。その結果、本学においては、文部科学省令の改正により授業料の標準額が改定された場合には、改定標準額と同額の授業料とすることを、本日の役員会で決定いたしました。

これと同時に、本学として学生に対する支援方策についても検討を重ね、現在行っている授業料免除措置に加え、本学独自の措置として、新たに、経済的事情により修学が困難である者に対する授業料減免措置を講ずることとし、約 3 千万円をこれに充てることといたします。

本学に内示された平成 17 年度予算案では既に、授業料標準額の改定額に相当する本学の教育研究経費として約 3 億円が削減されております。このため本学の授業料を改定しない場合には、これに見合う教育研究経費を削減する必要があります。

教育研究経費の効率化係数及び経営改善係数による削減に加えて、更に約 3 億円の削減が行われたことによって、本学の教育研究の質の維持に重大な支障を来すことが懸念され、このような決定を行ったものです。

本学におきましては、国立大学の授業料等学生納付金については、これまで増額改定とならないようあらゆるところで働きかけを行ってきたところであり、今後ともそれを継続していく所存ですので、関係各位のご理解とご協力をお願いいたします。